学校法人健康科学大学役員報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人健康科学大学(以下「本法人」という。) 寄附行為第38条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤の役員とは、本法人において勤務することが常態である者をいう。
 - (3) 非常勤役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
 - (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退任功労金その他役員としての職務執行としての対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、この役員の報酬等には、学校法人健康科学大学職員給与規則に準ずるものを含まない。

(通勤手当)

第3条 通勤手当は、学校法人健康科学大学職員給与規則に準じて支給する。

(報酬の支給)

- 第4条 役員に対しては、報酬を支給するものとする。
- 2 本法人の教職員のうちから理事会において選任された役員は学校法人健康科学大 学職員給与規則に準じて職員給与を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

- 第5条 常勤の役員に対する報酬の額は、別表第1に定める額の範囲内で、理事会において決定する。
- 2 非常勤役員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 常勤の役員に対する報酬、通勤手当、旅費の支給の時期は、毎月25日とする。
- 2 非常勤の役員に対する報酬、旅費の支給の時期は、支払期間(月の初日から末日まで)の合計額を翌月25日に支払うものとする。
- 3 支給日が土日、祝祭日又は金融機関の休日に当たるときは、その前日に繰り上げて 支給するものとする。
- 4 報酬、通勤手当、旅費は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった 立替金、積立金等を控除して支給する。

(旅費)

- 第7条 役員には、学校法人健康科学大学旅費規則に準じて旅費を支給する。
- 2 日当は支給しない。

(報酬の日割り計算)

- 第8条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日 数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算 する。

(端数の処理)

第9条 この規則により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が 50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第10条 本法人は、この規則をもって、私立学校法第63条の2第1項第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により行う。

附則

昭和64年4月1日施行の学校法人健康科学大学役員報酬規程は、廃止する。

附則

この規程は、平成 21 年 12 月 9 日に制定し、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規則は、2020(令和2)年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条第1項関係)

常勤役員の報酬額(限度額)

理 事 長	月額	1 0 0	万円
副理事長	月額	8 0	万円
常務理事	月額	6 0	万円
理事	月額	5 0	万円

別表第2(第5条第2項関係)

非常勤役員の報酬額

理	事	理事会等への出席	日額 3 万円
監事	事	監事監査等への出席	日額 3 万円
1111.	J .	上記の他、法人業務のための勤務	日額 1 万円